

# 経済的理由のあるかたへの減免等

## 国民健康保険

**国民健康保険 保険医療助成課保険担当 ☎382035**

【所得が半分以下になる見込みのかた】  
 概要 該当者の保険料所得割の六割以内を減免します  
 対象 事業または業務の休廃止失業その他の理由により、所得が二分の一以下に減少する見込みのかた  
 要件 納付する年の所得の見積額が賦課計算の対象となる年の普通所得（譲渡所得・一時所得を除いた所得）に比して二分の一以下に減少し、保険料の納付が著しく困難であること、納付期限までに減免申請書を提出していること、保険料が納付済みでないこと

【二部負担金の減免等】  
 概要 災害や失業など特別の事由により、一時的に生活困難になったと認められるときに、医療機関窓口で支払う一部負担金を減免または徴収猶予します（減免は原則三カ月以内、徴収猶予は六カ月以内の期間）  
 要件 生活保護基準に近い状況であると認められるとき  
 申請 国民健康保険一部負担金減免申請書・給与証明書その他申請事由を証明する資料を保険医療助成課保険担当へ提出

【倒産解雇による離職特定受給資格者・雇止めなどによる離職特定理由離職者をされた失業等給付（基本手当）を受けるかた】  
 概要 該当者の前年の給与所得をその百分の三十とみなし、その百分の三十を行うことにより軽減し、また軽減期間は、離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末まで）  
 申請 特別対象被保険者等に係る届出書に、雇用保険受給資格者証（写し）を添付して、保険医療助成課保険担当へ提出（郵送可）

## 市民税非課税世帯のかた

概要 入院中の食事に要する費用の、一食分の自己負担額二百六十円を認定証提示により二百六十円に減額します  
 なお、入院九十一日目からは、百六十円に減額し、また所得のない七十歳以上のかたは日数に関わらず百円に減額）  
 要件 世帯主と世帯の国保加入者全員が、市民税非課税であること  
 申請 国民健康保険食療費標準負担額減額認定申請書を、保険医療助成課保険担当へ提出

【倒産解雇による離職特定受給資格者・雇止めなどによる離職特定理由離職者をされた失業等給付（基本手当）を受けるかた】  
 概要 該当者の前年の給与所得をその百分の三十とみなし、その百分の三十を行うことにより軽減し、また軽減期間は、離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末まで）  
 申請 特別対象被保険者等に係る届出書に、雇用保険受給資格者証（写し）を添付して、保険医療助成課保険担当へ提出（郵送可）

## 留守家庭児童会育成料

スポーツ・青少年課 ☎220358

概要 保護者の前年度の市民税所得割額の合計額が十二万円以下のかたは、育成料月額八千円と延長保育加算三千円土曜加算千六百円を減額免除します  
 【全額免除】生活保護世帯および、母子・父子家庭で保護者の市民税所得割額が非課税の世帯  
 【75%免除】保護者の市民税所得割額が非課税の世帯  
 【50%免除】保護者の市民税所得割額の合計額が六万円以下のかた  
 【25%免除】保護者の市民税所得割額の合計額が十二万円以下のかた  
 【第二子免除】一世代から二人以上の児童が入級している場合の二入目以降の児童は50%免除前記の減額に該当する場合は、減額後の育成料から50%免除）

要件 保護者の前年度の市民税所得割額の合計額が十二万円以下のかたは、育成料月額八千円と延長保育加算三千円土曜加算千六百円を減額免除します  
 【全額免除】生活保護世帯および、母子・父子家庭で保護者の市民税所得割額が非課税の世帯  
 【75%免除】保護者の市民税所得割額が非課税の世帯  
 【50%免除】保護者の市民税所得割額の合計額が六万円以下のかた  
 【25%免除】保護者の市民税所得割額の合計額が十二万円以下のかた  
 【第二子免除】一世代から二人以上の児童が入級している場合の二入目以降の児童は50%免除前記の減額に該当する場合は、減額後の育成料から50%免除）

## 保育所保育料

子ども課 ☎382045

概要 所得が著しく減少したため生活が困難なために、保育料の50%以内を減免します  
 前年の所得と当該年の所得を比して、所得の減少率が30%以上のかた  
 申請 保育料減免申請書、当該年の収入状況について証明できるものを、子ども課へ提出

概要 所得が著しく減少したため生活が困難なために、保育料の50%以内を減免します  
 前年の所得と当該年の所得を比して、所得の減少率が30%以上のかた  
 申請 保育料減免申請書、当該年の収入状況について証明できるものを、子ども課へ提出

# 障がいのあるかたへの減免等

## 個人市県民税

課税課市民税担当 ☎38-2016

概要・要件	申請
【減免】所得割額の5割以内を減免またはに該当し、かつに該当するかた 賦課期日（1月1日）前かたに障がいのあるかた（要介護認定を受け、障害者控除対象者認定書の交付を受けているかたを含む）は前年中の所得が158万円以下であること、賦課期日（1月1日）の翌日以後に、障がいの認定を受けたかた（要介護認定を受け、障害者控除対象者認定書の交付を受けたかたを含む）は、前年中の所得が800万円以下であり、納税が著しく困難であること、納期限までに減免申請書を提出していること、個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書・障がい者手帳等の写しを、上記へ提出（郵送可）
【非課税】前年の12月31日時点で、障がいを認定されているかたで、本人の前年中の所得が125万円以下であること	市申告書・障がい者手帳の写しを、上記へ提出（郵送可）
【所得控除】本人が障がいを認定されている場合、26万円（等級による加算あり）を控除（前年の12月31日時点で、障がいを認定されているかた）	確定申告書または市申告書・障がい者手帳の写しを、上記へ提出（郵送可・確定申告書の場合は、税務署へ提出）

## 軽自動車税

課税課管理担当 ☎38-2015

概要 軽自動車等の軽自動車税を全額減免します  
 障がい者等のかた一人に対し、軽自動車税（市税）、自動車税（県税）のうちいずれか一台分を減免  
 対象 次の両方の要件に該当する軽自動車等  
 要件 身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されたかた（以下「身体障がい者等」という）または身体障がい者等と生計を一にするかたが所有する軽自動車等  
 次のいずれかに該当する軽自動車等  
 ア 身体障がい者等本人が運転するもの  
 イ 身体障がい者等と生計を一にするかたが身体障がい者等のために運転するもの  
 ウ 身体障がい者等のみで構成されている世帯の身体障がい者等を常時介護するかたが身体障がい者等のために運転するもの  
 申請 納期限（5月31日）までに、課税課管理担当へ申請してください  
 《必要書類等》 軽自動車税減免申請書、平成24年度軽自動車税納税通知書（減免を受ける軽自動車等を運転されるかたの運転免許証（写し可））  
 身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のうちいずれか、印鑑

## 医療費関係

保険医療助成課医療助成担当 ☎38-2037

【障害者医療および高齢障害者医療の適用】  
 概要 所得が一定以下のかたの健康保険（後期高齢者医療制度を含む）が適用される医療費について、県と市が自己負担金の一部を助成し、費用負担を軽減します  
 対象 身体障害者手帳一級から三級、療育手帳AまたはB1および精神障害者保健福祉手帳一級のいずれかの手帳の交付を受けており、次の要件を満たすかた  
 受給者本人・配偶者および扶養義務者いずれもが市（区）町村市民税所得割額23万5千円未満のかた  
 申請 印鑑・対象であることが確認できる手帳・健康保険証を持参の上、申請書を保険医療助成課医療助成担当へ提出

【障害者医療および高齢障害者医療一部負担金の免除】  
 概要 災害等の特別な事情により、6カ月を限度に医療費の一部負担金を免除します  
 対象 障害者医療受給者および高齢障害者医療受給者  
 要件 災害または失業等特別な事情により、医療費の一部負担金の支払いが一時的に困難であると認定された場合  
 申請 申請書およびその他申請事由を証明する資料を、保険医療助成課医療助成担当へ提出

## 国民年金保険料

市民課年金担当 ☎38-2036

概要 保険料を納めるのが困難なかたで、法で定めている要件に該当する場合届出により保険料が免除されます  
 ただし、老齢基礎年金などの年金額を計算する場合、免除を受けた期間は、2分の1に減額されます  
 対象 障害基礎年金等受給者  
 要件 障害基礎年金を受給している場合など  
 申請 免除理由該当届・年金手帳・年金証書等受給している事が確認できるものを、市民課年金担当へ提出（郵送可）

## 下水道使用料

下水道課 ☎38-2064

概要 基本料金部分（2カ月で1,113円）を減免します  
 対象 障がいのあるかたの所属する世帯  
 要件 身体障害者手帳一級・二級、療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳一級の対象者のいる世帯  
 申請 申請書を障害福祉課へ提出

# 個人市県民税

課税課市民税担当 ☎38-2016

内容	対象者	要件	申請
【減免】所得割額の4割以内を減免	■未成年者 右記のすべての要件に該当するかた	未成年者（平成4年1月3日以後生まれ）で前年中の所得が158万円以下、納期限までに減免申請書を提出していること、個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書を上記へ提出（郵送可）
【減免】所得割額の5割以内を減免	■寡婦・寡夫のかた 右記の要件①または②に該当し、かつ③④に該当するかた	賦課期日（1月1日）前かたに寡婦または寡夫で、前年中の所得が158万円以下、賦課期日の翌日以後に、寡婦または寡夫になられたかたで、前年中の所得が800万円以下であり、納税が困難であること、納期限までに減免申請書を提出していること、個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書・戸籍等を上記へ提出（郵送可）
【減免】所得割額の10割以内を減免	■相続されたかた 右記のすべての要件に該当するかた	賦課期日（1月1日）の翌日以後に納税義務者が亡くなられ、相続人において納税が困難であること、納期限までに減免申請書を提出していること、被相続人の前年中の所得が800万円以下、個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書・死亡届出書等を上記へ提出（郵送可）
【減免】所得割額の5割以内を減免	■無職・無収入のかた 右記のすべての要件に該当するかた	今年度の各納期の末日前1カ月から引き続き失業等無職・無収入の状況にあり、納税が著しく困難であること、前年中の所得が800万円以下、納期限までに減免申請書を提出していること、個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書・失業を証明する書類を上記へ提出（郵送可）
【減免】所得割額の5割以内を減免	■けが・病気療養のかた 右記のすべての要件に該当するかた	納税者や家族のかたなどが病気やけがなどで入院を必要とする1カ月以上の治療により、納税が著しく困難であること、前年中の所得が800万円以下、納期限までに減免申請書を提出していること、個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書・医療費の領収書等を上記へ提出（郵送可）
【減免】所得割額の5割以内を減免	■所得が半分以下になるかた 右記のすべての要件に該当するかた	今年の普通所得（譲渡所得・一時所得を除いた所得）の見積額が前年の普通所得に比して二分の一以下に減少し、納税が著しく困難であること、前年中の所得が800万円以下、納期限までに減免申請書を提出していること、個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書・今年所得の見積額を証明する書類を上記へ提出（郵送可）
【減免】所得割額の10割以内を減免	■火災などに遭われたかた 右記のすべての要件に該当するかた	火災などにより資産に損害を受けたこと、前年中の所得が800万円以下であること、納期限までに減免申請書を提出していること、個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書・火災証明書等を上記へ提出（郵送可）
【非課税】	■寡婦のかた 右記の要件①または②に該当し、かつ③に該当するかた	前年の12月31日時点で、夫と死別し再婚していないかたもしくは夫の生死が不明のかた、前年の12月31日時点で、夫と離別し再婚していないかた、扶養親族や前年中の所得が38万円以下の生計を一にする子を有しているかた、本人の前年中の所得が125万円以下であること	市申告書を上記へ提出（郵送可）
【非課税】	■寡夫のかた 右記要件に該当するかた	前年の12月31日時点で、妻と死別もしくは離別し再婚していないかたや妻の生死が不明のかたで、前年中の所得が38万円以下の生計を一にする子を有しており、本人の前年中の所得が125万円以下であること	市申告書を上記へ提出（郵送可）
【所得控除】寡婦の場合26万円、特別寡婦の場合は30万円を控除	■寡婦のかた 右記要件のいずれかに該当するかた ※特別寡婦とは、寡婦のうち扶養親族である子を有し、かつ本人の前年中の所得が500万円以下のかた	前年の12月31日時点で、夫と死別し再婚していないかたや夫の生死が不明のかたで、本人の前年中の所得が500万円以下であること、前年の12月31日時点で、夫と死別もしくは離別し再婚していないかたや妻の生死が不明のかたで、扶養親族または前年中の所得が38万円以下の生計を一にする子を有しているかた	確定申告書または市申告書を上記へ提出（確定申告書の場合は税務署へ提出）（郵送可）
【所得控除】寡夫の場合26万円を控除	■寡夫のかた 右記要件に該当するかた	前年の12月31日時点で、妻と死別もしくは離別し再婚していないかたや妻の生死が不明のかたで、前年中の所得が38万円以下の生計を一にする子を有しており、本人の前年中の所得が500万円以下であること	確定申告書または市申告書を上記へ提出（郵送可）

## 国民年金保険料

市民課年金担当 ☎382036

概要 帳を市民課年金担当へ提出（郵送可）  
 学生本人が一定の所得以下の場合に、親に保険料の負担を求め、本人と配偶者の所得要件によって、申請により納付が猶予されます。ただし、猶予された期間は、年金額には反映しませんが、受給資格要件（二十五年）には算入されません  
 【三十歳未満のかた】  
 概要 保険料を納めるのが困難なかたで、世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得要件によって、申請により納付が猶予されます。ただし、猶予された期間は、年金額には反映しませんが、受給資格要件（二十五年）には算入されません  
 申請 学生を除く三十歳未満のかたで、本人および配偶者の前年の所得が一定の基準以下のかた、納付猶予申請書・年金手帳を、市民課年金担当へ提出（郵送可）



## 公立幼稚園保育料

教育委員会管理課 ☎382085

概要 経済的事情により生活が困難なかたに、保育料（預かり保育）実施園においては預かり保育料を含む）を全額または半額免除します  
 【全額免除】生活保護世帯または市民税の所得割額非課税の世帯  
 【半額免除】市民税の所得割額が五万九千円以下の世帯  
 申請 家庭調査書、市県民税課税証明書、保育料免除・減額申請書兼明書、当該年の一月一日に苫屋市に住居があり、申請書の市県民税課税台帳閲覧承諾印欄に押印のある場合は不

概要 経済的事情により生活が困難なかたに、保育料（預かり保育）実施園においては預かり保育料を含む）を全額または半額免除します  
 【全額免除】生活保護世帯または市民税の所得割額非課税の世帯  
 【半額免除】市民税の所得割額が五万九千円以下の世帯  
 申請 家庭調査書、市県民税課税証明書、保育料免除・減額申請書兼明書、当該年の一月一日に苫屋市に住居があり、申請書の市県民税課税台帳閲覧承諾印欄に押印のある場合は不

## 住宅使用料

市営・改良・従前居住者用住宅入居者で、著しく所得の低いかたその他特別の事情があるかたに、住宅使用料を減免します  
 要件 収入基準月額が非課税所得を含めて六万円以下のかた（四万円以下50%減免、四万円以下50%減免）  
 申請 住宅使用料等減免徴収猶予申請書、非課税所得があるかたはその証明書を、住宅課へ提出

概要 市営・改良・従前居住者用住宅入居者で、著しく所得の低いかたその他特別の事情があるかたに、住宅使用料を減免します  
 要件 収入基準月額が非課税所得を含めて六万円以下のかた（四万円以下50%減免、四万円以下50%減免）  
 申請 住宅使用料等減免徴収猶予申請書、非課税所得があるかたはその証明書を、住宅課へ提出



## 固定資産税・都市計画税

課税課固定資産税担当 ☎382017

概要 都市計画税の十割以内を減免  
 対象 左記のすべてに該当するかた  
 要件 火災などにより、所有する固定資産に損害を受けたこと  
 申請 減免申請書、火災証明書などを課税課固定資産税担当へ提出（郵送可）

概要 都市計画税の十割以内を減免  
 対象 左記のすべてに該当するかた  
 要件 火災などにより、所有する固定資産に損害を受けたこと  
 申請 減免申請書、火災証明書などを課税課固定資産税担当へ提出（郵送可）